

# ふるさと御所 歴史探訪

## 石高制と年貢

〈1〉

た、住民は、厳しく年貢を取り立てられていたとされていますが、実情はどうであったかについて考えてみます。

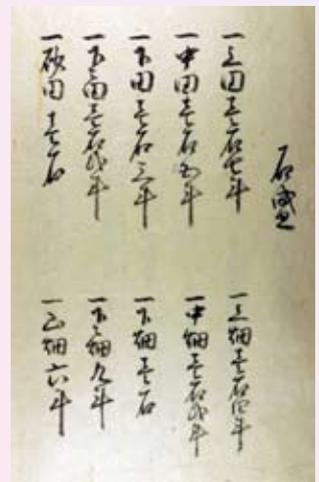
江戸時代は、土地の所有を認めていませんでした。全て幕府のものであるという考えです。幕府は大名・旗本等に土地を貸し与える。そして、住民は、それぞれの支配者から土地を借りて、その代わりに年貢を納めるということだったのでした。

先月号まで、御所市指定文化財になつている「文政十三年のおかげ参り」の文書等について書いてきました。今月号から、江戸時代の社会の制度、御所の様子等について書くことにします。江戸時代がいつからいつまでかについては、諸説がありますが、徳川家康が征夷大将軍になつた慶長7年(1602)から徳川慶喜が大政奉還をした慶応3年(1867)までとするのが一般的です。

まず初めに、江戸時代の社会制度の基本であった「石高制」を取り上げます。土地にはそれぞれ石高が決まっています、その高に応じて年貢すなわち税金を納めていましたが、それらの制度について説明します。ま

石高を決めるために、土地の面積、屋敷・田・畑等の地目および上中下等の等級を決めるための「検地」が行われました。検地は、中世から行われていましたが、全国的な規模で実施したのは豊臣秀吉で、「太閤検地」といわれます。江戸時代を通じて、何回か全国規模の検地が行われました。寛保2年(1742)には、御

写真1



所地域の幕府領だけの検地がありました。

面積等が決まり、その面積に地目に応じた1反(300㎡)当たり高である「石盛」を掛けると、その土地の石高が決まります。写真1は、「高名寄帳」に書かれている石盛です。上田が1石7斗、上畑が1石4斗で、中・下・下々とそれから2斗ほど下がっています。写真には屋敷がありませんが、上田と同じ1石7斗でした。高名寄帳は、各土地を名請人(持ち主)ごとにまとめたもので、これによって、一人ひとりの持高がわかります。表紙とその内容の一部を、写真2と写真3に示します。4〜6年ごとに作られ、その間の移動は付箋に書かれていました。

この持高に対し、一定割合の年貢が課されたのですが、年貢については、次号以降で説明します。村内の高を集計すると、村高になります。寛保2年の検地以降、御所町の高は、1492石余りでした。市内の各村

の高については、市立図書館にある『奈良県の地名』(平凡社、928頁)に記載されています。

大名等が支配している村々の高を集めると、その持高になります。慶長5年(1600)に御所地域を支配した桑山氏の高は、最終的に2万6千石余りでした。

写真2



(文責 中井陽二)

写真3

